

社会福祉法人中蒲原福祉会
中新田こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 中蒲原福祉会
事業者の所在地	新潟市江南区亀田向陽2丁目6番1号
事業者の連絡先	025-382-8251
代表者氏名	理事長 貝沼 利弘

(2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園	
名称	中新田こども園	
所在地	新潟市秋葉区中新田512番地1	
連絡先	(電話番号) 0250-47-6413 (FAX番号) 0250-47-6414	
施設長氏名	西山 尚文	
開設年月日	昭和45年10月1日(令和7年4月1日こども園移行)	
利用定員	1号認定(教育認定)満3歳以上	5名
	2号認定(保育認定)満3歳以上	42名
	3号認定(保育認定)満3歳未満	36名
	合計	83名
当園の基本理念・方針等 (令和8年4月1日～)	(教育・保育理念) 命を守り丈夫な身体と健やかな心を育むために職員の専門性と和をもって家庭との連携をもとに子どもたちの発達と保護者の支援を行う。 (教育・保育方針) かけがえのない幼児期に安定した園生活が送れるように子ども一人ひとりと向かい合った保育を進める。 (教育・保育目標) 1. 主体的に自分らしく行動できる子 2. 思いやりのある子(教育・保育理念)	

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2,171.71㎡
	うち園庭	932.72㎡
園舎 (デッキスペース含む)	構造	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
	延べ	881.04㎡ (うちデッキスペース105.65㎡)

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	たんぽぽ：0歳児クラス たんぽぽ：1歳児クラス
保育室	5室	ひまわり：2歳児クラス もも：3歳児クラス うめ：4歳児クラス さくら：5歳児クラス つくし：多目的室
遊戯室	1室	
調理室	1室	
医務室	1室	

(5) 職員体制（令和8年4月1日見込み）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長（園長）	1人	1人	0人	
副施設長（副園長）	1人	1人	0人	
主幹保育教諭	2人	2人	0人	
保育教諭・保育士	24人	11人	13人	
保育補助	3人	0人	3人	
栄養士	1人	1人	0人	調理員兼務
調理員	3人	0人	3人	
事務員	2人	0人	2人	
合計	37人	16人	21人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	8時30分～16時00分（7.5時間）
預かり保育	保育時間	7時30分～8時29分 16時01分～19時00分
休園日	日曜日・土曜日・祝日 年末・年始（12月29日～1月3日）	

【2号及び3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	18時31分～19時00分
	保育短時間	7時30分～7時59分 16時01分～19時00分

開所時間	月～金曜日	7時30分～19時00分
	土曜日	7時30分～18時00分
休園日	日曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	

（7）利用料等

利用者負担	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	主食の提供に係る費用（1号・3歳児以上）	1か月当たり	1,000円
	副食の提供に係る費用（1号・3歳児以上）	1か月当たり	5,000円
	絵本購入費	1か月当たり	500円程度
	教材費（新年度用品）	入園のしおりを参照ください	
その他	1号認定子どもの預かり保育に係る費用 （7:30～8:29）（16:01～19:00）	30分につき	100円
	1号認定子どもを土曜日（休業日）に預ける 場合（ただし、開園日に限る）※1	30分につき	100円
	2号3号認定子どもの延長保育に係る費用	30分につき	100円
	大空の会（保護者会）の会費	1か月当り	400円
	手ぶら当園（おむつ・おしりふき）	1か月当り	2,508円
	手ぶら当園（エプロン・手口ふき）	1か月当り	877円

※1 上記休業日に預ける場合は、預かり保育を園長が特別に認めた場合に適用する。

（8）支払方法

口座振替 ※振替手数料は園が負担します。
支払い期日：毎月21日 ※但し、金融機関が休業日の場合は翌営業日

（9）提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

（10）年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、鉄道資料館見学
5月	親子遠足、内科健診、保育参観（2歳児）
6月	保育参観（3・4・5歳児）、歯科健診
7月	七夕・祖父母との交歓会、夏祭り・卒園児（1年生）ご招待
8月	
9月	保育参観（0・1歳児）、個人懇談
10月	運動会（2・3・4・5歳児）、内科健診、いもほり、やきいも
11月	七五三
12月	発表会（2・3・4・5歳児）、餅つき・鏡もちづくり、クリスマス会

1月	正月遊び、発表会（0・1歳児）
2月	節分豆まき集会、天神様
3月	ひな祭り集会、おめでとう会、卒園式

（11）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者が定めた選考方法による（申し込み順） <p>【2号及び3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・1号、2号、3号認定の利用子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・登園は9時00分までをお願いします。 ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時00分までにご連絡ください。 ・原則として、教育・保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、預かり・延長保育を利用する場合には16時00分までにご連絡ください。 ・風邪症状や熱がある場合は登園を控えてください。また、登園後に風邪症状が出た場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。

（12）嘱託医

医療機関の名称	加藤医院
医院長名	加藤 秀徳
所在地	新潟市秋葉区新津本町3丁目14-11
電話番号	0250-22-0185

（13）嘱託歯科医

医療機関の名称	海津歯科医院
医院長名	海津 基生
所在地	新潟市秋葉区新津本町3丁目12-27
電話番号	0250-22-0039

（14）緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもを保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	新潟市秋葉消防署
------	----------

所在地	新潟市秋葉区程島 1 9 5 8 - 1
電話番号	0 2 5 0 - 2 2 - 0 1 7 5

【管轄する警察署】

警察署名	秋葉警察署
所在地	新潟市秋葉区新津 4 4 7 9 - 1
電話番号	0 2 5 0 - 2 3 - 0 1 1 0

(1 5) 非常災害対策

防火管理者	西山 尚文 (4 月 1 日就任予定)
消防計画届出年月日	令和 3 年 8 月 1 8 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を毎月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	中新田農村公園 阿賀小学校
緊急時の連絡手段	電話またはコミュなびアプリにて

(1 6) 相談・要望・苦情窓口※ 8 年 4 月 1 日以降

相談・苦情受付担当者	菅原 沙千代	副施設長 (副園長)
相談・苦情解決責任者	西山 尚文	施設長 (園長)
第三者委員	野村 洋	0 2 5 - 3 8 5 - 3 6 5 3 法人評議員
	宮崎 則男	0 2 5 0 - 2 2 - 7 6 6 3 法人評議員
	木滑 ミイ子	0 9 0 - 2 1 6 1 - 0 9 1 1 法人評議員

【要望・苦情等への対応方法】

相談・要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(1 7) 賠償責任保険の加入状況

下記の保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	入院日額 1 , 8 0 0 円 通院日額 1 , 3 0 0 円

※ 8 年度途中に下記の保険に移行予定

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	1 事故につき最大 100,000 円、1 名につき最 20,000 円

(1 8) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(19) その他保護者に説明すべき事項

- ・利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
- ・その他当園利用にあたっての詳細は、別途お配りする「入園のしおり」をご覧ください。

本園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

【当該施設】

事業者（名称）：社会福祉法人中蒲原福社会
代表者（氏名）：理事長 貝沼 利弘
施設（名称）：中新田こども園
施設（所在地）：新潟市秋葉区中新田5 1 2 番地 1
園長・管理者（氏名）：西山 尚文

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

【保護者等】 (※自署の場合は押印不要)

支給認定保護者※（氏名）： _____

支給認定子ども（氏名）： _____

住所： 新潟市 _____